

資料13 - 1

土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K 0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K 0102の38に定める方法（規格 K 0102の38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐 ^{りん}	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格 K 0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトン ^ひ にあつては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の54に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
砒素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 K 0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K 0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K 0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐^{りん}」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料13 - 2

水質基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法
有機 ^{りん} 燐	検出されないこと。	排水基準告示付表 1 に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K 0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K 0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K 0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法

備考

- この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料13 - 3
平成13年度 ふるさとの川づくり事業実施箇所

河川名	施工箇所	全体計画	整備内容
(二) 関川	宇摩郡土居町畑野	L = 400m	ラブリバーに指定されている関川及び浦山川は、河川敷での夏祭りや花火大会等の開催、河川清掃など町及び地元住民が一体となって河川利用と河川愛護を進めている。今回の箇所は、昨年まで補助事業で護岸整備を行い、現在町が高水敷の整備を進めている浦山川との合流点上流部で、近くの小学校では河川堤防をふれあいの道とするなど地域住民が自然に親しんできた場所ではあるが、現在、草木繁茂のため河川利用が出来ない。そのため高水敷の整備や河床部の整正を行い、地域住民の交流と憩いの場として整備する。
(一) 重信川	温泉郡重信町山之内	L = 200m	水がきれいで、水遊びのできる淵もあるため、町内をはじめ近隣の市町からも多くの家族連れが遊びに来ることから、自生した樹木を残しつつ緩傾斜護岸による水辺への接近性の向上を図り、自然体験の場として整備する。
(一) 肱川	東宇和郡宇和町卯之町	L = 300m	宇和町の中心地に位置する当箇所は、近隣にある卯之町南保育園の園児が毎年3月に流し雛の行事を行っており、また付近に役場・JR卯之町駅・文化会館・運動公園等があり、多くの住民が集まることから、緩傾斜護岸による水辺への接近性の向上や水際の整備を行い、子供たちが容易に水際に近寄り流し雛の行事が行えるよう整備するとともに、住民の憩いの場としても整備する。
(一) 稲生川	東宇和郡野村町烏鹿野	L = 100m	当河川の水はきれいなことから、近隣の溪筋小学校や溪筋幼稚園では、普段から水遊び場として利用していたが、緩傾斜護岸による水辺への接近性の向上や、瀬や淵の整備による魚類等の生息空間の整備を行い、町が計画している背後地の公園と一体となった子供たちの自然体験の場として整備する。

資料13 - 4

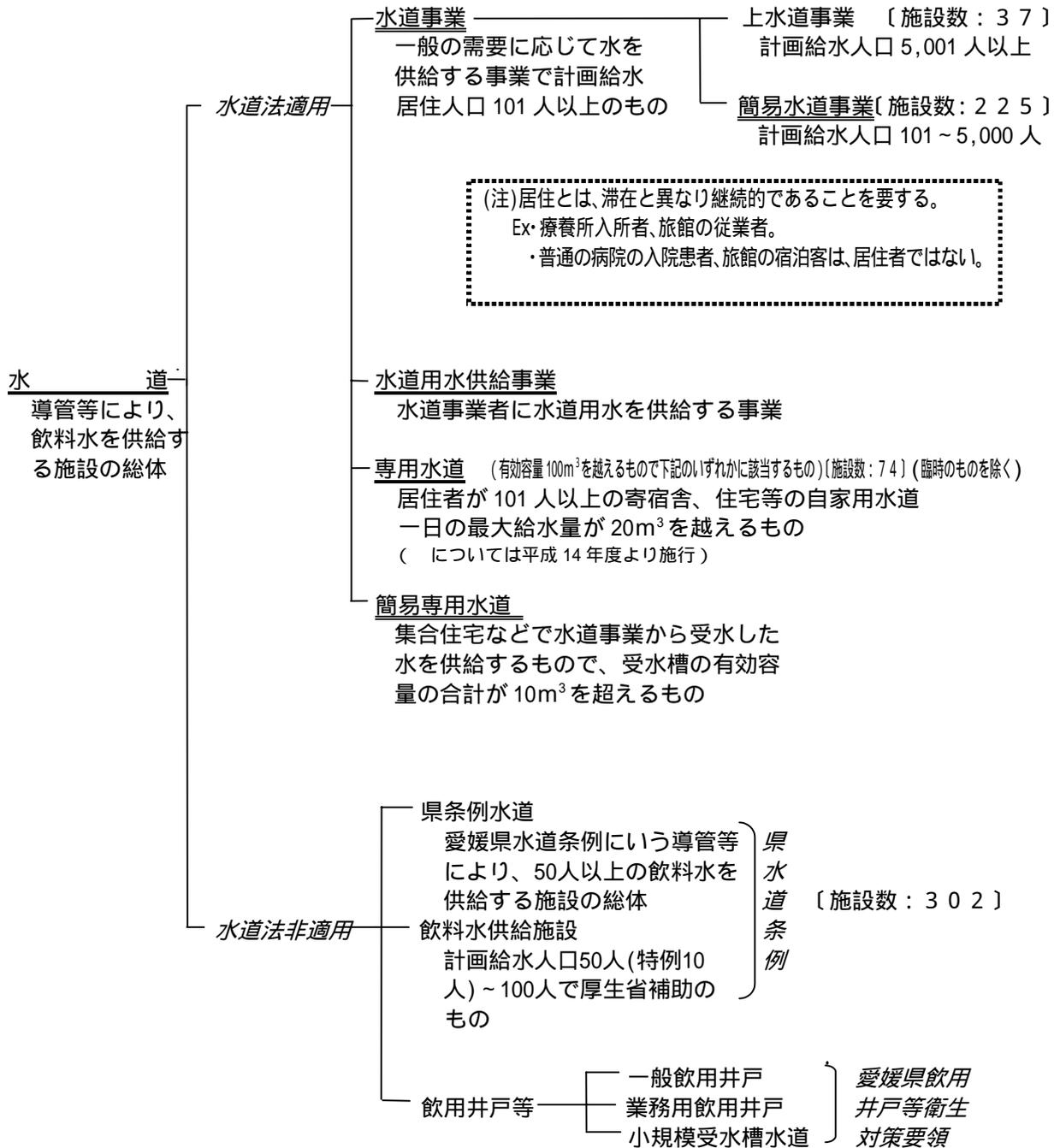
平成13年度 河川環境美化事業実施箇所

河川名	施工箇所	全体計画	整備内容
(二) 東川	新居浜市 政枝～横水	低水護岸工 L = 560m	人家連たん地に隣接し、散策や憩いの場として高水敷を整備し、河川環境を整備する(隣接の高水敷は、花壇として利用されている)
(二) 国領川	新居浜市 東田	低水護岸工 L = 300m	人家連たん地に隣接し、散策や憩いの場として高水敷を整備し、河川環境を整備する
(二) 中山川	丹原町 来見	護岸工 L = 310m	学校に近接しており堤防天端を通路として利用しているため、堤防の環境整備を図る
(二) 新川	東予市 壬生川	堤防法覆工 L = 160m	人家が連たんし堤防天端を通勤や通学の通路として利用しているため、堤防の環境整備を図る
(二) 頓田川	今治市 上徳	階段工 L = 450m	人家連たん地に隣接し、散策や憩いの場として親水性護岸を整備し、河川環境を整備する
(二) 仁江川	吉海町 仁江	天端舗装工 L = 800m	学校に近接しており堤防天端を通路として利用しているため、堤防の環境整備を図る
(一) 表川	川内町 吉久	低水護岸工 L = 400m	人家連たん地に隣接し、散策や憩いの場として高水敷を整備し、河川環境を整備する(町が高水敷をふれあい広場として整備する)
(一) 有枝川	久万町 下畑野川	緩傾斜護岸工 L = 200m	人家連たん地に隣接し、散策や憩いの場として高水敷を整備し、河川環境を整備する
(一) 都谷川	大洲市 新谷	底質改善 L = 250m	大師堂に隣接し観光客が集まる箇所が悪臭が発生しているため、底質の改善を図ることにより、河川環境を改善する
(一) 上須戒川	大洲市 上須戒川	緩傾斜護岸 L = 200m	自然の家に隣接しており、緩傾斜護岸の整備により親水性を図る
(一) 惣谷川	大洲市 新谷	低水護岸工 L = 70m	人家連たん地に隣接し、散策や憩いの場として高水敷を整備し、河川環境を整備する(隣接の高水敷は、花壇として利用されている)
(一) 肱川	宇和町 神領	L = 340m	人家連たん地に隣接し、散策や憩いの場として高水敷を整備し、河川環境を整備する
(一) 富野川	野村町 高瀬	緩傾斜護岸 L = 300m	親水性護岸の施工により、町が計画している公園と一体となった整備を図る
(一) 黒瀬川	城川町 高野子	低水護岸工 L = 150m	温泉施設に隣接し、多数の観光客が訪れることから、低水護岸を施工し、親水性を高める

水道の区分

(_____ は水道法上の用語)

(平成 14 年 3 月 31 日現在)



番号	項目名	指針値	測定回数	超過回数	番号	項目名	指針値	測定回数	超過回数
1	トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	43	0	19	抱水カチオン	0.03 mg/l以下	33	0
2	トリエチレン	0.6 mg/l以下	43	0	20	イソキサチオン	0.008 mg/l以下	43	0
3	キリン	0.4 mg/l以下	43	0	21	ダイアジノ	0.005 mg/l以下	43	0
4	P-ジクロロベンゼン	0.3 mg/l以下	43	0	22	フェニチオン	0.003 mg/l以下	43	0
5	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	43	0	23	イソキサチオン	0.04 mg/l以下	43	0
6	フルオロフェニル	0.06 mg/l以下	33	0	24	クロロホルム	0.05 mg/l以下	43	0
7	ニッケル	0.01 mg/l以下	37	0	25	プロピザミド	0.05 mg/l以下	43	0
8	アチオン	0.002 mg/l以下	37	0	26	ジクロロメタン	0.008 mg/l以下	43	0
9	ほう素	0.05 mg/l以下	37	0	27	フェノキシカルブ	0.03 mg/l以下	43	0
10	トリブチン	0.07 mg/l以下	37	0	28	クロロニトロフェン	0.0001 mg/l以下	55	0
11	ウラン	0.002 mg/l以下	34	0	29	イソキサチオン	0.008 mg/l以下	43	0
12	亜硝酸性窒素	0.05 mg/l以下	43	0	30	EPN	0.006 mg/l以下	43	0
13	二酸化塩素	0.6 mg/l以下	0	0	31	ベンゾリン	0.2 mg/l以下	34	0
14	亜塩素酸イオン	0.6 mg/l以下	0	0	32	カボファン	0.005 mg/l以下	34	0
15	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	33	0	33	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.03 mg/l以下	34	0
16	ジクロロ酢酸	0.02 mg/l以下	33	0	34	トリクロロ	0.006 mg/l以下	34	0
17	トリクロロ酢酸	0.3 mg/l以下	33	0	35	ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下 (暫定)	16	0
18	ジクロロアセチル	0.08 mg/l以下	33	0					

注1 番号13～19は浄水、その他は原水の水質検査を行うこととなっている。

2 水道水質管理計画で定められた頻度より多く検査を行っている監視地点もある。

3 平成12年9月に二酸化塩素（番号13）及び亜塩素酸イオン（番号14）が追加され、全部で35項目となっている。